

入札公告

(入札説明書を兼ねる)

令和7年度 沼田・利根地区新高校整備 武道場改築内装ほか工事に係る一般競争入札を簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものです。

令和7年9月24日

群馬県

契約担当者 群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美

記

1 担当部局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁24階)

群馬県教育委員会事務局 管理課県立学校施設係

電話027-226-4549

2 工事の内容

(1) 工 事 名

令和7年度 沼田・利根地区新高校整備 武道場改築内装ほか工事

(2) 工事場所

群馬県沼田市西原新町 地内

(3) 工事概要

武道場に係る内装ほか工事

武道場

用 途：学校

構造規模：鉄骨造地上2階建て

延べ面積：1,674.62 m²

(4) 工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工 期

約4.9か月間 (令和7年11月上旬～令和8年3月31日(予定))

3 入札参加形態

単体による参加

- 4 条件付き一般競争入札（事前審査方式）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）
この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- （１）自治令第１６７条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）群馬県財務規則第１７０条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- （３）群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。
- なお、（２）及び（３）において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- （４）群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第１０条第１項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。
- （５）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- （７）この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- （８）この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第１項に抵触しない。
- ① 資本関係
- ア 親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）
- イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。
- ② 人的関係
- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- （ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ・会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - ・会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- （イ）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- （ウ）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により

業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア ①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9) 群馬県の令和 6・7 年度建設工事入札参加資格者名簿における建築一式工事の総合数値が 950 点以上の者であること。

(10) 建設業法に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。

(11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること)又は主任技術者を工事期間中に、専任で配置できること。
ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

①監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

②入札参加資格の確認申請前において 3 か月以上継続して雇用しているものであること。

(12) 沼田土木事務所、渋川土木事務所、中之条土木事務所又は前橋土木事務所管内に建設業法に基づき設置された本店があること。

5 設計業務等の受託者

(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

協同組合 群馬県建築設計センター

(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、協同組合 群馬県建築設計センターが行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1) 申請書及び資料は、令和 7 年 9 月 24 日(水)午前 9 時から令和 7 年 10 月 1 日(水)午後 5 時までにぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。

(2) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(3) 提出書類

① 入札参加資格確認申請書(別記様式 1-2)

② 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

~~③ 同種の工事の施工実績(別記様式 2)~~

~~ア この公告における入札参加資格を確認できる工事の施工実績 1 件を記載すること。~~

④ 監理技術者等の資格・工事経験(別記様式 3)

ア この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、~~同種の工事の工事経験~~及び申請時における他工事の従事状況等 1 件を記載すること。

イ 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、~~同種の工事の経験~~及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

⑤ ~~③及び④~~を補足するための資料

~~⑥ 工事請負契約書の写し~~

~~ア 一般財団法人日本建設情報総合センターが行うコリンズ(工事实績情報サービス)に③及び④に記載する工事を登録していないときに提出すること。~~

(4) 配置予定技術者

- ① 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。
- ② 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。
- ③ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる

(5) 入札参加資格は申請書及び資料の提出期限日に確認するとともに、その結果を令和7年10月7日(火)までに電子入札システムにより通知する。

(6) 入札参加資格があると認められた者が資格の確認を行った日の翌日から開札の日までに指名停止を受けたときは、入札参加資格を取り消すとともにその旨を通知する。

(7) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書及び資料の再提出を求めることがある。

(9) 申請書及び資料は返却しない。

7 入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認めた理由は、令和7年10月8日(水)から令和7年10月15日(水)までの毎日午前9時から午後5時までに群馬県教育委員会事務局管理課県立学校施設係に別記様式5(以下「説明申込書」という。)により求めることができる。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。

(2) 契約担当者は、説明申込書の提出があったときは令和7年10月21日(火)までに書面により回答する。

8 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書(金額抜き設計書)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)

(1) 設計図書等は、令和7年9月24日(水)から令和7年10月31日(金)まで電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧できる。

(2) 設計図書等に係る質問がある場合には、簡易な内容を除き別添「質問書様式」Wordファイルより提出すること。

提出は電子メールにより行い、メールの件名は「令和7年度 沼田・利根地区新高校整備 武道場改築内装ほか工事に関する質問書送付について」とし、ファイル名は「質問書(〇〇)」(〇〇の部分は入札参加者名)とすること。

また、送信した旨を②の提出先へ必ず電話連絡すること。(土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。)電話連絡がない場合は受理しないことがある。

① 提出期間

設計図書等に係る質問は、令和7年10月8日(水)から令和7年10月15日(水)午後3時までに別添「質問書様式」Wordファイルにより提出すること。

② 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局管理課 県立学校施設係

E-mail:kkshisetu@pref.gunma.lg.jp

電話：０２７－２２６－４５４９

- (３) 設計図書等に係る質問があったときは、令和７年１０月２１日（火）午後１時までには質問・回答書により回答する。
- (４) 設計図書等に係る質問の回答は、令和７年１０月２１日（火）午後１時から令和７年１０月３１日（金）まで電子入札システムにより閲覧できる。

９ 現場説明会

行わない。

10 総合評価落札方式に関する資料（以下「評価項目算定資料」という。）

- (１) この入札において参加資格があると通知を受けた者は、総合評価点算定基準（簡易型建築工事）により評価項目算定資料(様式第４－２号)を作成すること。
- (２) 評価項目算定資料は、令和７年１０月８日（水）から 令和７年１０月２２日（水）までの毎日午前９時から午後５時までに群馬県教育委員会事務局管理課県立学校施設係に持参すること。ただし、平日の正午から午後１時までを除く。
- (３) 評価項目算定資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (４) 評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。
- (５) 評価項目算定資料は返却しない。

11 入札方法等

- (１) この入札は、電子入札システムにより行う。
- (２) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (３) 入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (４) 入札執行回数は原則として２回までとする。

12 入札手続等

- (１) 入札開始日時
令和７年１０月２９日（水） ９時００分
- (２) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時
令和７年１０月３１日（金）１６時００分
- (３) 工事費内訳書開封予定日時
令和７年１０月３１日（金）１６時０１分
- (４) 開札予定日時
令和７年１１月４日（火） ９時００分

13 入札保証金

免除

14 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金融機関又は保証事業会社の保証
- (3) 履行保証保険
- (4) 公共工事履行保証証券による保証(付保割合 10%以上)
- (5) 利付国債若しくは地方債

15 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。
- (2) 入札参加者は、「現場説明書8 工事費内訳書」を確認のうえ、契約担当者が指定する日時までにExcelにより提出すること。
- (3) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
- (4) 工事費内訳書は返却しない。

16 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

17 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の代理人が行った複数の入札
- (5) ICカードの不正使用により行った入札
- (6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
- (7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

18 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者は、簡易型総合評価落札方式(事前審査方式)評価点算定基準により評価する。
 - ① 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - ② 入札書が無効でないこと。
 - ③ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。(失格になった者を除く。)
- (5) 評価項目算定資料は公表しない。

19 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点が同点の者が複数いる場合、価格以外の評価点がより高い者を落札者とする。価格以外の評価点及び価格点が同点の場合には、該当者の中でより低い価格で入札した者を落札者とする。価格以外の評価点が同値かつ入札価格が同額の場合には、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は、低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とししない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者とししないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式 7）。

21 工事請負契約書

建設工事請負契約書（群馬県建設工事執行規程別記様式第 6 号）により作成すること。

22 支払条件

- (1) 前払金
請負代金の 40%以内
- (2) 中間前払金
1 回
- (3) 部分払の回数
4 回以内（請負代金が 1,000 万円を超えるもの）
中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を 1 回減じる。
- (4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

23 火災保険を付することの要否
要

24 この工事に密接な関連がある他の工事
この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

25 審査請求

- (1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。
- (2) 審査請求先は、群馬県教育委員会事務局管理課県立学校施設係とする。

26 建設工事に関する諸規定

建設工事に関する諸規定は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

URL：<http://www.pref.gunma.jp/06/h0910006.html>

27 その他

- (1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。
- (2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、この工事に係る配置予定技術者を専任で配置すること。
- (4) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。
- (5) この説明書は、この工事に係る手続以外の目的に使用してはならない。
- (6) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (7) 受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。
- (8) 契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。